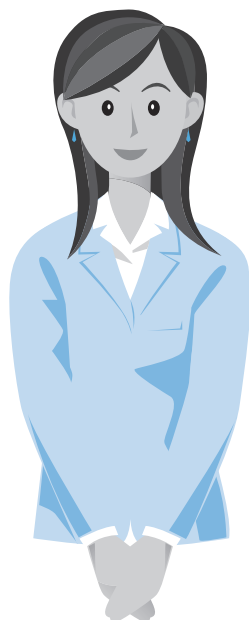


学会等開催に際して、 ドリンク等飲料類の寄附はできません



学会等の会合を開催する際の費用は、会場費、印刷費、機材費など会員が共同で支払う費用（会合開催費用）と、交通費、宿泊費、懇親会費、弁当代など本来参加する会員個人が負担すべき費用（個人費用：ドリンク等飲料類も含む）に分けることができます。

公正競争規約は、学会等の会合への参加者個人が負担すべき費用を援助することを禁止しています。

したがって、製薬企業が学会等の開催に際し、ドリンク等の飲料類を寄附すると公正競争規約違反となります。

なお、ドリンク等飲料類の寄附には現品寄附だけでなく、飲料類購入のための寄附金も含まれます。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号

TEL：03-3669-5357（代表） FAX：03-3669-3839

URL：<https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

令和5年6月作成